

リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び  
環境保全に関する協定の運用に関する細則

令和 6 年 8 月 9 日



リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保  
及び環境保全に関する協定の運用に関する細則

青森県（以下「甲」という。）及びむつ市（以下「乙」という。）とリサイクル燃料貯蔵株式会社（以下「丙」という。）の間において、リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書（以下「協定書」という。）第 23 条の規定に基づき、次のとおり細則を定める。

（関係法令）

第 1 条 協定書第 1 条及び第 21 条に定める「関係法令」には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 43 条の 20 に規定する保安規定を含むものとする。

（情報公開）

第 2 条 協定書第 3 条に定める情報公開については、核不拡散又は核物質防護に関する事項について留意するものとする。

（事前了解の対象）

第 3 条 協定書第 5 条に定める使用済燃料の貯蔵に係る施設とは、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成 12 年通商産業省令第 112 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定するものをいう。

2 事前了解を必要とする変更とは、原子炉等規制法第 43 条の 7 の規定に基づく事業許可の変更申請を行う場合の変更とする。

（測定の立会い）

第 4 条 協定書第 9 条第 1 項及び第 2 項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する測定の立会い又は状況の確認をする職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 協定書第 9 条第 3 項に定める甲及び乙の職員以外の者は、甲が設置した青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の委員及び乙が指定する者とする。

3 前項の者は、測定の立会い等に同行する際、甲又は乙の長が発行する立会い等に同行する者であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(連絡の時期)

第5条 協定書第10条第1項に定める使用済燃料の輸送計画に関する事前連絡は、輸送開始2週間前までとする。

(報告の時期等)

第6条 協定書第11条第1項に定める平常時の報告に係る報告の時期等は、次のとおりとする。

報告事項	報告頻度	報告期限
(1) 使用済燃料の貯蔵の状況 イ 受入れ、貯蔵数量(計画) ロ 受入れ、貯蔵数量(実績) ハ 主要な保守状況 ニ 定期検査の実施計画 ホ 定期検査の実施結果 ヘ 従事者の被ばく状況 ト 女子の従事者の被ばく状況	年度ごと 月ごと 月ごと 検査の都度 検査の都度 四半期ごと 四半期ごと	当該年度開始前まで 当該月終了後30日以内 当該月終了後30日以内 当該検査開始前まで 当該検査終了後30日以内 当該四半期終了後30日以内 当該四半期終了後30日以内
(2) 放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物の保管廃棄量	月ごと	当該月終了後30日以内
(3) 環境放射線等の測定結果	四半期ごと	当該四半期終了後90日以内
(4) 品質保証の実施状況 イ 品質保証の実施計画 ロ 品質保証の実施結果	年度ごと 半期ごと	当該年度開始前まで 当該半期終了後30日以内
(5) その他の事項	その都度	その都度協議の上定める

2 協定書第11条第3項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する丙の管理する場所等において丙の職員に質問する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(異常事態)

第7条 協定書第12条第1項第6号に規定する異常事態とは、放射性物質等の取扱いに支障を及ぼす事故、故障をいう。

- 2 協定書第 12 条第 1 項第 7 号に規定する国への報告対象とされている事象は、「原子炉等規制法」に基づき報告対象とされている事象をいう。
- 3 甲、乙及び丙は、異常事態が発生した場合における相互の連絡通報を円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。
- 4 協定書第 12 条第 3 項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する丙の管理する場所等において丙の職員に質問する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

#### (立入調査)

- 第 8 条 協定書第 14 条第 1 項に定める甲及び乙の職員は、立入調査をする際、甲又は乙の長が発行する立入調査する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 2 協定書第 14 条第 3 項に定める甲及び乙の職員以外の者は、甲が設置した青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の委員及び乙が指定する者とする。
  - 3 前項の者は、立入調査に同行する際、甲又は乙の長が発行する立入調査に同行する者であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
  - 4 甲及び乙は、協定書第 14 条第 3 項の規定により職員以外の者を同行させた場合、その者がそこで知り得た事項を他に漏らすことのないように措置を講ずるものとする。

#### (安全確保のための遵守事項)

- 第 9 条 協定書第 9 条、第 11 条、第 12 条及び第 14 条の規定により丙の管理する場所に立ち入る者は、安全確保のための関係法令を遵守するほか、丙の定める保安上の遵守事項に従うものとする。

#### (公表)

- 第 10 条 甲及び乙は、協定書に基づく公表に当たっては、核不拡散又は核物質防護に関する事項について留意するものとする。

#### (協議)

- 第 11 条 この細則の内容について疑義の生じた事項及びこの細則に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この細則の締結を証するために、本書3通を作成し、甲、乙、丙において、記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年8月9日 締結

甲 青森市長島一丁目1番1号  
青森県知事 宮下 宗一郎

乙 青森県むつ市中央一丁目8番1号  
むつ市長 山本 知也

丙 青森県むつ市大字関根字水川目596番地1  
リサイクル燃料貯蔵株式会社  
代表取締役社長 高橋 泰成

